

あなたのご家庭では、 「地デジ」映りますか？

アナログ放送の終了まで、あと4ヶ月となりました。
日高町内でも「地デジ」が受信できないご家庭があります。
受信できない場合は、すぐに役場へご相談下さい！！

アナログ放送は、通常の放送が今年6月末に終了し、7月1日からの放送終了のお知らせ画面の表示を経て、7月24日にすべての放送が終了します。地デジ用のテレビを設置しても、地域によっては現在のアンテナ等設備では映らなくなる可能性もありますので、お早めに準備し、地デジ放送が正常に視聴できることを確認してください。

また、門別地区海岸沿いのご家庭では、室蘭と静内からの電波が混信し、3つのチャンネルが正常に受信できない現象が発生しています。

現在、役場では地デジ対応テレビに買い替えた際の問題について情報を収集し、正常な受信を行うための対策を検討しておりますので、「テレビを買い替えたけれど見られない」など、正常に受信できない場合は、役場企画財政課まで連絡をお願いします。



〔連絡先〕

日高町役場 企画財政課

電話01456-2-6181

第17回統一地方選挙 北海道知事選挙・北海道議会議員選挙 投票日 4月10日（日）

4月10日（日）は、北海道知事選挙と北海道議会議員選挙が行われます。
みなさんの願いが道政に生かされるよう、大切な一票を投じましょう！

投票できる人

選挙で投票できる方は、日高町の選挙人名簿に登録されている方です。

◆登録の基準日

知事選挙は3月23日、道議選挙は3月31日です。

◆年齢

平成3年4月11日までに生まれた方

◆転入した方

平成22年12月31日までに日高町に転入届を提出し、引き続き3ヶ月以上居住している方

○投票日における投票時間は、午前7時から午後6時又は午後8時までです。

※投票時間は、投票所により終了時刻が異なりますので、送られてくる投票所入場券で確認してください。

※投票所入場券は、3月25日頃にお手元に届く予定です。なお、入場券を持参しなくても投票することができます。

※投票日当日までに日高町から道内の他の市町村に転出された方が知事・道議選挙の投票を行うには、転出先の市町村から「引き続き道内の区域に住所を有する旨の証明書」の交付を受け、提示することが必要となります（ただし、道外へ転出した方は投票できません。）。

期日前・不在者投票

◇投票日に都合により投票できない方は、期日前投票の制度をご利用ください。

※入場券の裏面の宣誓書に、あらかじめ必要事項を記入してお持ちいただくと、手続きが早く済みます。

※期日前投票ができる期間と場所は次のとおりです。

3月25日（道議選は4月2日）から4月9日までの午前8時30分から午後8時まで

日高地区：日高総合支所1階ロビー、門別地区：役場本庁舎1階ロビー

◇出張や旅行、住所移転などのため他の市町村に滞在中の方は、滞在先の市町村の選挙管理委員会
で不在者投票をすることができます。この場合、あらかじめ日高町選挙管理委員会に「不在者投票宣誓
書兼請求書」を提出することが必要です（ただし、道外へ転出した方は投票できません。）。

◇指定された病院や老人ホーム等に入院（入所）している方は、その施設内で不在者投票ができます。
詳しくは各施設にお尋ねください。

郵便等による不在者投票

◇「身体障害者手帳」又は「戦傷病者手帳」をお持ちで特定の重度障害のある方や、介護保険で「要
介護5」の認定を受けている方には、自宅等で投票できる「郵便等による不在者投票」の制度があ
ります。

◇また、この制度の対象になる方で上肢や視覚に重度障害のある方には、代理記載制度もあります。
（あらかじめ手続きが必要です。）

※ 詳しくは日高町選挙管理委員会（01456-2-5131）にお尋ねください。

選挙当日は棄権防止のため、次の時刻にサイレンを鳴らします。
午前7時 正午 午後3時 午後5時